

小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 実証試験要領（第2版）に向けた見直し（案）

主な意見・指摘	見直し（案）	実証試験要領における対応箇所 (現行のページ/案のページ)	
<p>1. 試験期間の短縮について</p> <p>○試験期間については、生物学的処理及びハイブリッド処理の技術については、生物活性が十分に馴養した後最低連続3ヶ月間、物理化学的処理の技術に関して最低3ヵ月間または流入水のすべてのパターンを含む期間行うことが望ましいとされている。また、その期間内で動作不良や操業停止期間が全体の10%を超えてはならないとされている。</p> <p>○実証試験場所における長期の汚濁負荷変動が小さいことが確認できる場合には、試験期間を短縮することが可能と考えられる。</p>	<p>技術実証委員会等で実証試験場所における長期の汚濁負荷が安定していることが確認された場合には、実証機関において試験期間の短縮が可能となるように「4. 試験期間の決定（1）の部分」を変更する。なお、重複した記述に関しても整理する。</p>	p.17	p.17
<p>2. 定期試験の省略（又は回数削減）について</p> <p>○定期の水質試験については、1日の操業時間内に3回の試料採取をし、定期的に10回（生物学的処理）あるいは5回（物理化学的処理）実施することになっている。</p> <p>○実証試験場所での汚濁負荷変動が小さいことが確認できる場合には、定期試験を省略（又は試験回数の</p>	<p>技術実証委員会等で汚濁負荷が安定していることが確認された場合には、実証機関において定期試験の省略等が可能となるように「4. 試料採取（1）の部分」を変更する。</p>	p.20	p.20

主な意見・指摘	見直し（案）	実証試験要領における対応箇所 (現行のページ/案のページ)	
削減) することが可能と考えられる。			
<p>3. 既存データを利用した実証について</p> <p>○既存のデータについて妥当性が確認できれば、一部活用することにより手数料負担が軽減される可能性がある。</p> <p>○平成 22 年 3 月に開催された平成 21 年度環境技術実証事業検討会において、分野ごとに検討を行い、実証試験要領に盛り込むことになった。</p>	<p>実証機関は、実証試験計画作成時に、技術の実証に必要な実証試験の一部又はすべてを、実証申請者からデータを提出させ、技術実証委員会での助言も踏まえ、以下の要件が満たされると判断される場合においては、それらを実証試験に代えることができる。なお、それらの既存データは実証試験計画書に反映させることとする。</p> <p>○実証試験計画の一部に合致するデータが既にある場合 既存のデータについて、その試料採取から分析操作、結果の評価に至るまで、そのデータの取得機関、取得方法などについて、妥当性を確認する。</p> <p>○実証試験計画にすべて合致するデータが既にある場合 上記と同様にデータの妥当性を確認し、更に、技術実証委員会において必要であると判断された部分については、別途試験を行うこととする。</p> <p>以上の点について、「VII. 実証試験実施上の留意点」に「4. 既存データの活用」の部分を追記する。(他の項目は、1 つずつ項目番号をずらす。)</p>	p.29～	p.29～

主な意見・指摘	見直し（案）		実証試験要領における対応箇所 (現行のページ/案のページ)	
<p>4. 事務局における事務的な変更箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度への修正 ・ワーキング設置要綱等の修正 ・環境技術開発者の修正 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>変更箇所</p> <p>【変更前】</p> <p>平成21年度</p> <p>WGの名簿</p> <p>WGの検討経緯</p> <p>環境技術開発者</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>【変更後】</p> <p>平成22年度</p> <p>適宜変更</p> <p>平成21、22年度の検討経緯 を追加</p> <p>実証申請者</p>	<p>適宜</p>